

滋賀県営業時間短縮要請に係る協力金の支給について

滋賀県のまん延防止等重点措置または営業時間短縮要請に御協力いただいた県内飲食店等の皆様に対し、以下の通り協力金を支給します。協力金は、店舗所在地により、二通りです。

1 要請期間

令和3年8月8日(日)0時～8月31日(火)24時

2 協力金の対象店舗・支給額等(詳細は裏面)

(1) 【県内13市】まん延防止等重点措置を講じる地域の飲食店等の皆様

中小企業(小規模事業者、個人事業主を含む)の皆様

(売上高に応じ) **3万円～10万円** / 日 × 日数(定休日を除く)

※大企業は1日当たりの売上高の減少額×0.4(中小企業も選択可。上限20万円/日)

(2) 【県内6町】滋賀県独自の時短要請を行う地域の飲食店等の皆様

中小企業(小規模事業者、個人事業主を含む)の皆様

(売上高に応じ) **2.5万円～7.5万円** / 日 × 日数(定休日を除く)

※大企業は1日当たりの売上高の減少額×0.4(中小企業も選択可。上限20万円/日 他)

3 申請期間や申請手続等

詳細が確定次第、県のホームページでお知らせいたします。

※現在、通常給付に加え、中小企業の皆様への早期給付についても準備を進めております。

4 お問い合わせ先

滋賀県営業時間短縮要請コールセンター (平日9時～17時)

077-528-1341

【8月6日(金)は17～21時、7日(土)～9日(月祝)も設置】

	滋賀県まん延防止等重点措置を講じる地域	滋賀県独自の時短要請を行う地域
対象地域	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市	日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町
対象施設	要請前において夜20時から翌朝5時までの夜間時間帯に営業を行っていた飲食店等（※）	要請前において夜21時から翌朝5時までの夜間時間帯に営業を行っていた飲食店等（※）
支給要件	<ul style="list-style-type: none"> 原則時短要請の全期間において、朝5時から夜20時までの間に営業時間を短縮するとともに、酒類の提供は停止すること ガイドラインを遵守し、感染予防対策実施宣言書を掲示し、「もしサポ滋賀」を導入していること 	<ul style="list-style-type: none"> 原則時短要請の全期間において、朝5時から夜21時までの間に営業時間を短縮するとともに、酒類の提供は11時から20時までとすること ガイドラインを遵守し、感染予防対策実施宣言書を掲示し、「もしサポ滋賀」を導入していること
協力金算定方法	《一日当たりの支給単価算定方法》 <ul style="list-style-type: none"> 中小企業の皆様は、A・Bいずれかの方法 <ul style="list-style-type: none"> A 売上高による算定 B 売上高減少額による算定 大企業の皆様はB売上高減少額による算定 	《一日当たりの支給単価算定方法》 <ul style="list-style-type: none"> 中小企業の皆様は、A・Bいずれかの方法 <ul style="list-style-type: none"> A 売上高による算定 B 売上高減少額による算定 大企業の皆様はB売上高減少額による算定
	A 売上高による算定 「前年度または前々年度の売上高／日」が、 <ul style="list-style-type: none"> ①7.5万円以下のとき →協力金：3万円／日（下限） ②7.5万円超～25万円の時 →協力金：3万円～10万円／日（千円未満を切り上げ） （1日の売上高の4割） ③25万円を超えるとき →協力金：10万円／日（上限） 	A 売上高による算定 「前年度または前々年度の売上高／日」が、 <ul style="list-style-type: none"> ①8万3,333円以下のとき →協力金：2.5万円／日（下限） ②8万3,333円超～25万円の時 →協力金：2.5万円～7.5万円／日（千円未満を切り上げ） （1日の売上高の3割） ③25万円を超えるとき →協力金：7.5万円／日（上限）
	B 売上高減少額による算定 【計算式】 1日当たりの協力金額＝前年度または前々年度からの1日当たり売上高減少額×0.4 【上限額（1日当たり）】 20万円	B 売上高減少額による算定 【計算式】 1日当たりの協力金額＝前年度または前々年度からの1日当たり売上高減少額×0.4 【上限額（1日当たり）】 「20万円」または前年度もしくは前々年度の1日あたりの売上高×0.3のいずれか低い額

（お願い） 営業時間短縮実施の掲示

- 営業時間短縮を実施していることを示すチラシまたはそれと同様の内容が含まれたものを利用者に分かるように、店舗外側等見やすい場所に掲示してください。
- 協力金の申請の際には、営業時間短縮実施チラシもしくは休業実施チラシまたはそれと同等の内容が含まれたものを掲示しておくことが要件となります。